

法令適用事前確認手続 回答書

平成20年9月22日

山田慶三 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

平成20年8月26日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、照会法令の適用対象となる。

2 見解及び根拠

建設業法（昭和24年法律第100号）第22条第3項は、一括下請負の禁止の例外として、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合に、一括下請負に付すことを認めた規定である。

また、同法第26条第1項は、建設業者が請け負った建設工事を施工するに当たっては、当該工事に関し同法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者、すなわち主任技術者を置くべきことを義務付けた規定である。

本件においては、A社は発注者の書面による承諾を得て、冷暖房空調機器の据付工事配管工事を一括下請負に付すところ、同法第22条第3項は、あくまで一括下請負の禁止の例外を定めたにすぎず、当該建設工事を施工する上での元請負人としての責任が消滅するものではなく、同法第26条第1項に規定される主任技術者の設置義務を免れるものではない。